

## 長崎市監査公表第 14 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

長崎市監査委員 西 本 徳 明  
同 三 谷 利 博  
同 吉 原 孝  
同 山 本 信 幸

### 1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 5 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 1 号)

### 2 監査の期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 1 月 27 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	まちづくり部	都市計画課
	まちづくり部	東長崎土地区画整理事務所
	建築部	建築課
	東総合事務所	地域整備課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

No	所属名	指摘	措置
1	まちづくり部 都市計画課	<p>1 新大工歩道橋整備工事</p> <p>(1) バックホウによる掘削作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>部内の工事担当者に対し、今回の事案に関する安全管理における規則の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、適正な安全管理のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。</p> <p>また、受注者に対して通知文を提出し指導を行った。</p>
2	まちづくり部 東長崎土地区 画整理事務所	<p>2 (仮称) 清藤公園整備工事 (1)</p> <p>(1) 公園の宅地造成部分に2 mを超える擁壁を築造していたが、監督職員は、建築基準法に定める工作物の計画通知書を提出していなかった。適正な事務手続きに留意されたい。</p>	<p>部内の工事担当者に対し、今回の事案に関する法令の確認と発生した原因の共有を行い、法令遵守の徹底について周知を図った。</p> <p>また、課内で勉強会を開催し、法令の再確認を行った。</p>
3	まちづくり部 東長崎土地区 画整理事務所	<p>2 (仮称) 清藤公園整備工事 (1)</p> <p>(2) バックホウによるコンクリート打設作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>部内の工事担当者に対し、今回の事案に関する安全管理における規則の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、適正な安全管理のための監督指導の徹底について周知を図った。</p> <p>また、受注者に対して、直接指導を行った。</p>

No	所属名	指摘	措置
4	建築部 建築課	<p>1 全天候型子ども遊戯施設新築主体工事</p> <p>(1) 産業廃棄物の処分において、受注者は、建設廃棄物処理委託の契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>建設廃棄物処理委託契約の交付が確認できるよう工事特記仕様書と建築工事提出書類等チェックリストに、建設廃棄物処理委託契約書の写し（当初）（追加）の項目を追加した。</p> <p>また、マニフェストについても、搬出後適切に処分を行ったかを提示させるよう徹底し、再発防止に努めることとした。</p>
5	東総合事務所 地域整備課	<p>1 市道宿町界3号線（宿町2号橋側道橋）ほか1線調査設計業務委託</p> <p>(1) 道路上で調査をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>所属内において、適切な法令遵守の指導に関して職員への周知徹底を図る。</p> <p>併せて、受注業者に対し通知文を提出し、法令遵守について指導を行った。</p>